

【条例の名称】

「芽室町男女共同参画推進条例」

(解説)

条例の名称について、国は「男女共同参画社会基本法」、北海道は「北海道男女平等参画推進条例」としています。

北海道では、男女共同参画社会は「男女平等」を当然の前提とした上で、目指すべき社会であり、「男女平等」でない状態で単に女性が参画するといった誤解を招かないよう、「平等」としています。

芽室町ではこれまで、第3期芽室町総合計画に「男女共同参画社会」を位置付け、「男女ともに自立した、一人ひとりの個性を尊重しあう社会の実現に向けて、女性が政策、方針などの決定の場など社会の全ての分野に参画でき、その能力と個性を十分に発揮できる社会環境の整備を推進する」ことを基本目標として、さまざまな取組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現は、女性が男性と対等に参画することが求められていることや当町の総合計画で使用してきた「男女共同参画」という言葉を尊重し、最終的目標である「男女共同参画」を強調するため、この言葉を盛り込みました。

また、この条例制定をきっかけとし、地域全体で共同参画について考え合い、一人ひとりが積極的に推進していくことが望ましいことから「基本条例」ではなく「推進条例」としました。

\* 住民意識調査の結果では、芽室町はまだ、男女平等が実現していると思えない状況との意見もありましたが、条例の名称では最終目標である「男女共同参画」という言葉を明確に示し、各自がこの目標に向けて取り組むことが大切であり、その過程で平等意識も高揚していくことが望まれます。

## 【前 文】

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取組を国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

芽室町においても、第3期芽室町総合計画で男女共同参画社会づくりを目標にし、男女ともに自立した、一人ひとり個性を尊重し合う社会の実現に向けて、特に女性が施策、方針の決定の場など社会の全ての分野に参画できる社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。さらに、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化など私たちの生活をめぐる環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、誰もが生き生きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた芽室町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

## (解説)

前文では、わが国における男女平等に向けた取組と現状、そして、社会経済環境の変化に対応する上での「男女共同参画社会」の重要性を説明しています。

そして、芽室町におけるこれまでの取組や「住民意識調査」による現状及び住民参加によるまちづくりの視点から男女共同参画の必要性を説明した上で、今後の取組の方向性を示し、「男女共同参画社会」の実現に向けた決意について定めています。

## 第1章 総則

### 【目的】

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにして、町の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

### (解説)

条例には、まず目的規定が必要であり、本条では、男女共同参画の推進を図るために、この条例で定めている内容を例示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会を実現するという条例を制定する目的を定めています。

この条例を制定する目的の大きな柱の一つに、町、町民及び事業者の責務を明らかにしたうえで、3者が協力して男女共同参画の推進を図るということがあります。

芽室町においては、現在、総合計画に基づき、様々な取組を進めていますが、地域社会全体で男女共同参画を推進するためには、まず、条例により基本理念を示し、町、町民及び事業者の責務を明らかにした上で、行政からの規制や義務としてではなく、それぞれが自らの責務を認識し、自発的に男女共同参画を推進していくことが望ましいといえます。

## 【定義】

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が等しく政治、経済、社会及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、必要な範囲で、その性に対して積極的に参画するための機会を与えることをいいます。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。
- (4) 事業者等 町内において公私の団体を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う者及び町内会などの団体をいいます。

## (解説)

この条例で用いられる、あまりなじみのない用語や、その内容を明確にしておく必要のある用語の意味を定め、解釈上の疑義をなくすため定めています。

第1号「男女共同参画」及び第2号「積極的改善措置」については国の「男女共同参画社会基本法」で、第3号「セクシュアル・ハラスメント」については道の「北海道男女平等参画推進条例」で、それぞれ定義されているため、当町の条例で異なる定義を規定すると混乱しますので、基本法及び道条例に準じて同じ定義としています。

第4号「事業者等」についてはいわゆる営利を目的とした企業などの事業者はもちろんのこと、非営利団体、町内会、PTA、ボランティア・文化サークル活動団体などその他各種団体における取り組みも重要であると考え「事業者等」として規定しました。

### 【基本理念】

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

### (解説)

基本理念は、国の男女共同参画社会基本法を踏まえた基本的な考え方をもとに、住民意識調査の結果を踏まえながら、達成すべき目標を掲げています。

第1号 男女共同参画社会は個人が尊重される社会であり、その基礎にある考え方は「基本的人権の尊重」であるとされています。経済の成熟化の進展に伴い私たちの生きがいも物より心の充足を重視するようになってきました。性別により差別されることなく、個人が選んだ生き方が尊重され、個性や能力を十分に発揮できる機会が確保されることなど人権が尊重される社会の構築が必要です。

第2号 「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方及び「男が主で女が従」とする考え方に基づく制度や慣行が多く見受けられます。これらを改めて考え直し改善することで、人々が個人として尊重され多様な個性を発揮でき、活動において自由な選択ができる社会の構築が必要です。

第3号 男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野における意思決定の場への男女対等な参画が必要です。男女の対等な参画については、単に参加するのではなく、政策・方針の決定の場に女性が積極的に参画する機会が確保されることが大切です。

第4号 少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いに協力し、働き続けられる環境の整備が必要です。

仕事と育児・家族の介護を両立できることは、社会経済の活力を維持する上で重要であり、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

第5号 女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、女性の体や性の問題を、健康と人権という観点から保障しようとするものです。つまり、子どもをいつ、何人産むか、又は生まないかなど、当事者である女性に自己決定を与え、妊娠、出産に係る女性の生命や健康を重視するといった自分の健康を守る権利を意味しています。

女性が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、性に関して、男性を含め社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

第6号 あらゆる教育の場において男女共同参画に関する学習の重要性を考慮し、その重要性が認識されるよう配慮することが大切です。

### 【町の責務】

- 第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施します。
- 2 町は、その他の施策の策定、実施に当たっても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮します。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。
- 4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取り組みます。

### （解説）

地域社会全体で男女共同参画社会を実現するには、町、町民、事業者等の果たすべき責務を明らかにし、基本理念を共有して、自らの責務を自覚し、相互の協力により取り組むことが大切であり、第4条では町の責務について定めています。

第1項 男女共同参画を推進するための施策を策定し、実施していくことを町の責務として定めています。また、その際には、積極的改善措置を含めることを定めています。

第2項 男女共同参画のための施策は、町の様々な施策に影響を及ぼす施策も多いことから、広く町全体の施策を策定し、実施するに当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現の視点から見直すことを定めたものです。

第3項 町は男女共同参画に関する施策を推進するために、全庁的に取り組むための推進体制を整備することと財政上の措置を講ずることを定めたものです。

男女共同参画に関する取組は町の様々な課に関連してくるため、担当課を中心として、連携を図る必要があります。また、庁舎内だけではなく、各種団体等との連携も想定されます。

第4項 男女共同参画の推進には、町民、事業者等をはじめ、国や北海道、他の地方公共団体と協力しながら取り組むことを定めています。このことは、一方的に情報提供するだけでなく、幅広い意見も聴取しながら施策に反映させることを念頭に置くものです。

### 【町民の責務】

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(解説)

第5条は、第4条同様に町民の責務について定めたものです。

第1項 職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で、町民自ら男女共同参画に関する理解を深め推進することを、町民の責務として定めています。

第2項 町民の協力を得ながら、今後、策定する「男女共同参画基本計画」を実効性のあるものにすることが大切であり、町の施策に協力することを定めています。

### 【事業者等の責務】

第6条 事業者等は、その事業活動等を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(解説)

第6条は、第4条同様に事業者等の責務について定めたものです。

町民の責務と同様に男女共同参画に関する理解を深め推進するとともに、町が実施する施策に協力することを定めています。

特に事業所における男女共同参加の推進に向けた取り組みは重要であり、責務の条項で、具体的な事項として「男女の対等な参画機会の確保(積極的改善措置を含む)」や「家庭生活と職場生活の両立支援に努めること」などを努力義務として決めました。



### 【性別による権利侵害の禁止】

第7条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってははいけません。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってははいけません。

(解説)

第7条は、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっている性別による差別的な取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力など、性別による人権侵害の禁止を定めたものです。

芽室町においても住民意識調査の結果、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力の実態が明らかになっています。

第1項 だれもが、あらゆる場で性別を理由とする権利侵害や差別を行ってはならないことを定めています。

第2項 だれもが、あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントを行ってはならないことを定めています。

「雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメントは、職場での言動のみを対象としていますが、この条例では、学校や地域などあらゆる場を含んでいます。

第3項 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならないことを定めています。

「配偶者等のパートナー」とは恋人や前夫、元恋人など以前、親しい関係だった者も含まれます。

女性に対する暴力は非常に深刻な問題であり、基本理念の第1号で、男女の人権の尊重を定めてあるとおり、女性の基本的人権を妨げたり、自由を制約するような女性に対する暴力は決して許されるものではありません。

## 第2章 基本施策等

### 【基本計画】

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するに当たり、あらかじめ、芽室町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表します。

### （解説）

第8条は、男女共同参画社会を実現するための施策は、中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に推進する必要があるので、男女共同参画の推進に関する基本計画を町長が策定することを定めたものです。

第1項 男女共同参画社会の実現に向けた基本計画策定の根拠を定めています。

この基本計画は、第4条第1号に掲げる「男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ計画的にこれを実施する」という町の責務を受けています。

第2項、第3項 基本計画の策定、変更及び公表についての手続きを定めたものです。

策定及び変更する際は、第15条に基づき設置される芽室町男女共同参画審議会の意見を聞くことを定めています。

このことは、町、町民、事業者等の自発的意思と相互の協力により男女共同参画を推進する上で、基本計画の策定過程から町民の意見を反映させることが、極めて重要なためです。

### 【町の審議会等における積極的改善措置】

第9条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、男女の均等を図るよう努めます。

(解説)

第9条は、町は審議会及び各種委員会等の委員を任命する際、男女の参画機会の均等を図るため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを定めています。

「町の審議会などの委員」とは法令・条例に基づく委員会・審議会の委員や各種計画等作成の際の検討委員も含まれます。

「男女の均等を図るよう努めます」とは必ずしも同数とすることを義務づけるものではなく、それに近い状態にする努力をすることです。

そのためには、どちらかの登用率の目標値を定めたり、長期的な人材の育成も視野に入れる必要があります。

現在、芽室町では法令・条例に基づく委員会・審議会委員の女性登用率は約32%であり、次の目標として、「審議会等委員選任の指針」(H15.2.1から)では、40%としています。

### 【町民及び事業者等の理解を深める啓発活動】

第10条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を行うよう努めます。

(解説)

第10条は、男女共同参画の推進についての理解を促進するため、町が広報啓発活動を行うことを定めたものです。

町、町民及び事業者等が協力して男女共同参画を推進していくためには、町が継続的に男女共同参画に関する理解の促進を図るための広報・普及啓発活動を行い、男女共同参画についての共通の理解を深めていくことが必要です。

このため、町は各種講座やセミナー、シンポジウムなどの実施、広報誌の発行など、あらゆる手段を通じて広報啓発活動等を展開していく必要があります。

### 【町民及び事業者等の活動に対する支援】

第11条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組みに対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

(解説)

第11条は、男女共同参画の推進には、町民、事業者等の自主的な活動が求められ、活動を促す上で町としての支援を定めるものです。

支援の例としては活動する上で必要な情報の提供、人材育成、財政的支援、活動の場の提供などが考えられます。

### 【町民等からの申出】

第12条 町民及び事業者等は、男女共同参画を阻害すると思われることや推進するために必要と思われることがある場合は、町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めます。

(解説)

第12条は、町が町民及び事業者等から男女共同参画に関する苦情や相談を受けた場合、関係機関と連携を図りながら適切に対応することを定めたものです。

「男女共同参画を阻害すると思われること」とは第7条(性別による権利侵害の禁止)で禁止しているものなど、男女共同参画を妨げる要因となるものが想定されます。

この件に関しては、町の人権擁護委員、北海道の男女平等参画苦情処理委員などの機関との連携が必要です。

「男女共同参画を推進するために必要と思われること」とは「町の施策に対する要望」、「法や制度の改正に関する要望」などが想定されます。

この件に関しては第15条で規定する「芽室町男女共同参画審議会」と連携が必要です。

**(年次報告)**

第13条 町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書等を作成し、公表します。

(解説)

第13条は、男女共同参画を効果的に推進するため、基本計画に基づいた施策の実施状況を継続して調査検証し、報告書等を作成し、町民及び事業者等に対して公表していくことを定めたものです。

条例や基本計画の策定だけでは、男女共同参画の推進は図れません。推進施策としてどのようなものが実施され、それが実際にどの程度効果があったかを調査分析した報告書等を作成し、公表することによって、男女共同参画に対する町民の意識や関心を高め、町民の声を行政施策に反映させていこうとするものであります。

**【調査研究】**

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

(解説)

第14条は、男女共同参画に関する施策を策定し、効果的に実施するには、国内外の動向、他都道府県の状況、本町の実態、町民の意識や事業者等の状況などを的確に把握し、施策へ反映していくことが重要であり、町が情報収集、調査及び研究を行うことを定めたものです。

### 第3章 芽室町男女共同参画審議会

#### 【設置】

第15条 男女共同参画の推進を図るため、芽室町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、町長の諮問に応じ、次の事項を調査、審議します。

- （1）基本計画の策定及び変更に関する事項
- （2）男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、町長に意見を述べるすることができます。

#### （解説）

第15条は、男女共同参画の推進を図るため、条例に基づく審議会を設置するとともに、その所掌事項を定めたものです。

この審議会は、男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について、各分野で活躍する方の意見を広く聴く機関であり、男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高める目的で設置するものであります。

審議事項としては、基本計画に盛り込むべき内容についての検討、基本計画に盛り込まれている事業の進捗についての評価及び検証、具体的な施策の推進内容についての検討、年次報告に向けての検討、新たに対応すべき重要課題についての検討などが想定されます。

また、審議会は男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、町長に意見を述べるすることができます。

条例及び基本計画を機能させていく上で重要な組織となります。

### 【組織等】

第16条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内で組織し、委員の一部は、公募した町民の中から委嘱します。

2 委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。  
ただし、再任を妨げません。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

(解説)

第16条は、審議会の組織及び運営等を定めたものです。芽室町男女共同参画審議会委員の構成については、当然、男女比を考慮すべきであり、審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、できる限り同数とするように配慮することを定めています。

また、一般公募枠を設けるとともに、幅広い意見を聴くために、各分野で活躍されている方の選任に配慮しなければいけません。

### 【会議】

第17条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。

4 審議会は、公開とします。

(解説)

第17条は、審議会の会議に関する事項を定めたものです。

### 【庶務】

第18条 審議会の庶務は、企画財政課において処理します。

(解説)

第18条は、担当する課を定めたものです。

## 第4章 補則

### (委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めます。

### 附則

### (施行期日)

1 この条例は平成16年4月1日から施行します。